

サービス種別	算定時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ・16日以降になされた場合には、翌々月から
緊急時訪問看護加算のみ	・届出が受理された日から
夜間対応型訪問介護	・届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ・16日以降になされた場合には、翌々月から
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	・届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ・16日以降になされた場合には、翌々月から
緊急時対応加算のみ	・届出が受理された日から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	・届出受理日が月の初日は当該月から ・届出受理日が月の初日以外は翌月から
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	